

VI 検査課業務の概要

県保健所において検査課は7保健所に設置され、近隣で検査課の設置されていない保健所の検査業務についても実施している。

業務内容は、感染症・食中毒等の健康危機管理に係る検査、エイズ対策・性感染症対策及び肝炎対策に係る検査、原子爆弾被爆者対策に係る健康診断として尿一般検査、腸内細菌検査及び食品衛生業務に係る検査等であり、これらを「千葉県検査業務運営要領」に基づき衛生研究所と業務を区分分担して実施している。

検査課を設置している保健所

名称	所管区域
習志野保健所	習志野及び市川保健所の所管区域
松戸保健所	松戸及び野田保健所の所管区域
印旛保健所	印旛保健所の所管区域
香取保健所	香取及び海匝保健所の所管区域
長生保健所	山武、長生及び夷隅保健所の所管区域
安房保健所	安房保健所の所管区域
君津保健所	君津及び市原保健所の所管区域

検査業務一覧

検査業務区分	関係法令等	事業内容	実施検査項目
健康危機管理検査 (感染症・食中毒等発生時の検査)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第15条(発生状況等調査) 第17条(健康診断) 第18条(就業制限) 食品衛生法 第63条第2項	疫学的調査等に係る患者及び接触者等の検体検査 食中毒(疑い含む)、苦情等調査に係る患者及び食品等の検体検査	赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、コレラ菌、腸炎ビブリオ、NAG ビブリオ、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、ウェルシュ菌、カンピロバクター、エルシニア・エンテロコリチカ、エロモナス、プレジオモナス、下痢原性大腸菌、腸管出血性大腸菌、結核菌、ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス、新型コロナウイルス、クドア・セブテンブクタータ等
臨床検査 (エイズ対策・性感染症対策・肝炎対策に係る検査) (尿一般検査)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第11条 エイズ・性感染症に関する特定感染症予防指針 肝炎対策基本法 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第7条	H I V検査 (即日検査 夜間検査) 梅毒検査 肝炎ウイルス検査 (B型・C型) 健康診断	H I Vスクリーニング検査 梅毒 (S T S ・ T P 抗体) H B s 抗原、H C V 抗体 尿一般(糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血反応)
細菌検査 (腸内細菌検査)	学校給食衛生管理基準 (学校給食法) 水道法 第21条(健康診断)	勸奨検便 (食品取扱者、集団給食従事者、水道施設従事者) 一般依頼検便	腸管出血性大腸菌O157 赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ属菌等
食品衛生検査	食品衛生法 第28条 食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	収去食品の細菌検査 収去した乳・乳製品の成分規格検査	細菌数(生菌数)、大腸菌群、食中毒原因菌等 比重、酸度、乳脂肪分、無脂乳固形分、細菌数(生菌数)、大腸菌群、乳酸菌数